

セキュリティーカメラサービス契約約款

第1条（本約款の適用）

株式会社ファイバーゲート（以下「当社」といいます）は、「セキュリティーカメラサービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対してカメラサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

第2条（本約款の変更）

- 1 当社は、本約款を任意に変更することがあります。その場合、契約者は、変更後の契約約款の規定に従うものとします。
- 2 本約款の変更前にすでにサービスの提供を受けている契約者においては、料金の変更については、個別に同意を得て変更を行います。
- 3 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
契約者	当社と本約款に基づきカメラサービス契約を締結している者。
契約物件	本約款に基づき電気通信設備及び、カメラを設置する建物。
個別契約	本約款を契約条件として、契約物件ごとに当社及び契約者との間で締結される契約（本サービスの申込書、リース契約書、注文書・請書等を含む）を指す
遠隔監視	当社が本約款に基づき設置した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること。
月額利用料金	当社と契約者の間で定めたネットワークカメラサービス月額利用料。
本サービス	本約款に基づき、第4条に定める各種カメラを契約者へ販売、契約物件に設置し、録画データの閲覧等、当社が契約者に対し提供するカメラサービスをいう。
本製品	当社が契約者へ提供する各種カメラの本体をいう。
本製品等	本製品及び録画装置、その他本製品に付随して当社が契約者へ提供する機器等をいう。
本契約等	本約款、個別契約、申込書等、本サービスに関連する契約を指す

第4条（本製品）

- 1 当社が取り扱う本製品の種別は以下の通りとします。

カメラ種別	録画データの保存	カメラ本体と録画データの保存先との接続方法
① ネットワークカメラ	クラウド上	インターネット接続必須
② IP カメラ	レコーダーHDD	LAN ケーブル
③ アナログカメラ	レコーダーHDD	同軸ケーブル
④ SD カードカメラ	SD カード	カメラ内蔵

- 2 本製品の種別により、録画データの保存方法、本製品の録画データへの接続方法、及び録画データの閲覧方法が異なるものとし、契約物件に設置する本製品については、契約物件ごとの個別契約に定めるものとします。

第5条（個別契約）

- 1 個別契約は、契約者が当社所定の申込書又は注文書（以下「申込書」といいます）を当社に提出し、これに対し当社が所定の注文請書を契約者に送付し、契約者に到達した時点をもって成立するものとします。但し、申込書送付後、5 営業日以内に当社から諾否の回答がないときは、個別契約は成立したものとみなすものとします。なお、リース取引となる場合、リース取引に関する個別契約の成立は、リース契約の定めに従うものとします。
- 2 本約款は全ての個別契約に適用されるものとし、本約款と個別契約との間で矛盾が生じた場合、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第6条（リース契約）

- 1 本製品のリース契約を行う場合は、契約者は当社の提携するリース会社とリース契約を締結することができるものとします。この場合、本契約は、契約者とリース会社の契約が成立することを条件として成立するものとします。
- 2 リース契約が不成立の場合には、契約者は本約款に定める方法により本製品及び設置工事の代金を当社へ支払うものとします。
- 3 契約者の事由によりリース会社からリース契約の承認が得られず、本約款に定める方法による支払も行われない場合、当社は本契約を解除することができるものとします。

第7条（納入）

- 1 当社は、契約者に対し、個別契約に定める納入日及び納入場所において、本製品を納入します。なお、納入に要する費用は、当社の負担とします。
- 2 契約者又は当社が納入日又は納入場所の変更を申し出た場合、相手方の承諾を得た後でなければ、その変更をすることはできないものとします。

- 3 契約者又は当社の申し出により当該納入日又は納入場所が変更された結果、相手方に新たな費用が生じる場合には、当該費用は当該変更の申し出を行ったものの負担とします。

第8条（受入検査）

- 1 契約者は、本製品の納入後、遅滞なく検査をしなければならないものとします。
- 2 契約者は、前項の検査の結果、本製品に、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない製品（以下「契約不適合」といいます）を発見した場合、納入を受けた日の翌日から5営業日以内にその旨を当社に対して通知するものとし、5営業日以内に通知がない場合は、検査合格したものとします。
- 3 当社は、前項に基づく通知がなされた場合、数量の不足分の追加又は不適合製品の交換を行うものとし、契約者は当該追加又は交換品につき再度第1項の検査を行うものとします。

第9条（引渡し）

本製品の引渡しは、前条の検査に合格した時に完了するものとします。

第10条（契約不適合責任）

- 1 本製品に契約不適合があったときは、当社は、自らの裁量により、本製品の修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡し等の自ら指定した方法による履行の追完をしなければならないものとします。
- 2 契約者は、契約不適合につき本契約成立前に知っていたとき又は契約不適合が契約者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、履行の追完又は損害の賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。
- 3 契約者は、第8条（受入検査）の検査では直ちに発見することができない契約不適合（数量の相違を除く）を発見したときは、引渡し後3ヶ月以内に当社に対してその旨の通知を発しなれば、履行の追完又は損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。
- 4 契約者は、履行の追完の請求をした場合においては、損害賠償の請求及び解除をすることができないものとします。

第11条（所有権の移転）

- 1 本製品の所有権は、本製品を契約者が当社から買取る場合は、本製品の代金の完済と同時に当社から契約者に移転するものとします。
- 2 本製品の取引がリース契約による場合、本製品の所有権は、リース会社による本製品の代金の完済と同時に、当社からリース会社に移転するものとします。
- 3 本製品の取引がレンタル契約による場合、本製品の引渡し後においても、本製品の所有

権は当社に帰属するものとします。

第12条（契約内容の変更）

- 1 契約者及び当社は、契約内容の変更を行う必要が生じた場合、協議のうえ、書面により変更できるものとします。
- 2 契約者は、氏名、商号、住所、契約物件等の名称、請求書の送付先等に変更があった場合は、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面にて変更手続きを行うものとします。

第13条（本製品の設置条件）

契約者は、当社との協議の上、本サービスを利用するために必要な電気通信設備及び本製品等を設置するためのスペースを提供するものとします。

第14条（設置工事）

- 1 契約者及び当社は、本製品の設置工事開始前に担当工事区分について協議し、これにより決定した担当工事区分に従って業務を担当し、遂行するものとします。
- 2 契約者は、契約者の判断により設置工事を当社又は第三者に委託できるものとします。ただし、第三者に委託する場合は、事前に当社へ通知し承諾を得るものとします。
- 3 契約者は、前項に基づき設置工事を当社に委託する場合、当社所定の書面により行うものとします。ただし、当社は、契約者から委託された設置工事を、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。
- 4 契約者は、当社に設置工事を委託した場合、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件等に適していると判断した方式により行うことを予め承諾するものとします。ただし、契約者都合により当該方式を変更しようとする場合、当社の現場調査により、当該変更内容が設置工を行う上で何らかの障害発生を助長するような問題がないと認められる場合に限り、契約者は追加で発生する費用を当社へ支払うことにより当該方式を変更することができるものとします。

第15条（設置工事の日程変更）

契約者は、当社に設置工事を委託し、かつ、当社が通知した設置工事着手日の3営業日前を経過後に契約者都合により、日程を変更しようとする場合には、当社が当該工事当日のため準備に要した費用を、工事キャンセル費用として支払うものとします。

第16条（設置場所の変更）

契約者は、第14条（設置工事）に基づき行われた設置工事完了後、契約者都合により電気通信設備及び本製品の設置場所を変更しようとする場合は、事前に希望する新しい設置場所を当社に書面にて通知するものとします。ただし、当該変更により行う工事

についても、第 14 条（設置工事）の定めに従い行うものとします。

第17条（設置工事費用）

契約者は本製品等の設置に係る費用を、当社が契約者に対し発行する請求書に基づき支払うものとします。なお、設置工事費用の金額は契約物件ごとの個別契約に定めるものとします。

第18条（代金の支払い）

- 1 契約者は、本製品の代金及び設置工事費用を、本製品の引渡し日が属する月の末日に締め、翌月末日（末日が金融機関休業日の場合は、その前営業日とする）までに当社が指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
- 2 本製品がリース取引となる場合、リース料金の金額及び支払い方法等については、リース契約の定めに準ずるものとします。

第19条（月額利用料金）

- 1 本製品の種別により、録画、録画データの保存、及び録画データの閲覧においてインターネット接続が必要な場合、契約者は月額でのクラウド利用料（以下「月額利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。
- 2 契約者は、本製品がレンタルとなる場合は、本製品のレンタル代金を当社に支払うものとします。
- 3 契約者は月額利用料金及びレンタル代金（以下「月額利用料金等」といいます）を支払う場合、本条の定めに従い当社に支払うものとします。なお、月額利用料金等の金額は、個別契約において定めるものとします。
- 4 月額利用料金等は、設置工事完了日の属する月の翌月1日より発生するものとし、日割りは行わないものとします。
- 5 当社は、当該月に発生した月額利用料金当を翌月10日までに書面をもって請求（以下「請求書」といいます）します。契約者は下記のいずれかの方法をもって支払うこととします。
 - ① 契約者は、当社の請求書発効日の属する月の月末までに、当社の指定する方法により当該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は前営業日とします。
 - ② 契約者は、請求書発効日の属する月の引落日に、口座振替により当該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は集金代行の規定によるものとします。
- 6 前号の支払の遅延が発生した場合、当社は、契約者の支払が完了するまでの間、サービ

スの提供を中断することができるものとします。

7 支払済の月額利用料金等はいかなる場合も返却されないものとします。

8 消費税などの公租公課及び金融機関等への振込手数料は契約者の負担とします。

第20条（遅延損害金）

契約者が、本契約に基づく代金の支払を怠ったときは、当社に対し、支払期日の翌日から、年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第21条（危険負担）

本製品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き当社の負担とし、引渡し後に生じたものは当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き契約者の負担とします。

第22条（第三者の権利の侵害）

- 1 当社は、本製品に関して、第三者の知的財産権等その他権利を侵害していないことを何ら保証しないものとします。
- 2 本製品に関して、第三者の知的財産権その他の第三者の権利に対する侵害が生じたものとして紛争が生じたときは、契約者の費用及び責任で当該紛争を処理するものとします。

第23条（本サービスの中止・中断）

- 1 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができるものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由による場合、又は不可抗力（天災、地震、火災等）による場合を除き、契約者は月額利用料金等の支払義務を免れないものとします。
 - ① 電気通信設備及び本製品の点検、修理、ファームウェアアップデート、交換等（総称して以下「本メンテナンス」といいます）もしくは工事を定期的又は緊急に行う場合
 - ② 契約者の支払滞納期間が2ヶ月以上に及んだ場合
 - ③ 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、サイバー攻撃、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
 - ④ その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中止もしくは中断が必要と判断した場合
- 2 契約者は、当社が当社の判断により、本製品等の本メンテナンスを行うことがあることを認識し、その場合、契約者は、当社からの依頼に基づき本メンテナンスの履行を補助するものとし、契約者が当社の依頼内容に従わなかったことにより契約者が損害その他の不利益を被った場合でも、当社は一切責任を負わないことに同意するものとします。

第24条（保守サービスの内容）

- 1 当社は、本サービスの提供のため契約物件に設置した本製品の保守サービスについて、別紙に定める内容の保守サービスを行うものとします。
- 2 当社は、前項に定める保守サービスについて、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。

第25条（保証）

- 1 本製品の保証期間は、本製品毎のメーカーの保証期間に準ずるものとし、契約者が操作マニュアル等にしながら正常な使用をしていたにもかかわらず故障が発生した場合、無償で修理又は交換を行うことを保証する。なお、故障とは本製品を利用することが出来ない状態を指し、外見上の劣化や汚損等を含まないものとします。
- 2 保証期間内にも関わらず、次の各号に該当する場合は、無償修理又は交換の対象外とします。
 - (1) 操作マニュアル等に記載された使用方法に反した契約者（利用者を含む）の利用取り扱いに起因する場合。
 - (2) 当社の技術員及び当社指定の第三者以外の者による修理又は調整に起因する場合。
 - (3) 契約者（利用者を含む）又は契約者の関係者が、故意又は重大な過失に基づいて本製品を破損させた場合。
 - (4) 契約者（利用者を含む）が、本製品に他の装置や器具を取り付け又は接続したことに起因する場合。
 - (5) 天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合。
- 3 保証期間外又は前項に定める場合であっても、有償にて修理又は交換を行うことができるものとします。
- 4 修理又は交換によって回収された部品等の所有権は当社に帰属するものとします。

第26条（契約者の協力義務）

- 1 契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力を行うものとします。
 - ① 当社の指定する技術員が本サービスを提供するうえで、電気通信設備、本製品、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること
 - ② 本サービスにおいて消費される電気代等は無償で提供すること。なお、本サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
 - ③ 契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね1ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うこと

- 2 契約者は、自らの責任と判断で、本製品の設置を契約物件内に周知し、録画データの資産は契約者に帰属すること、及び録画データの管理は契約者が行うものであることを周知するものとします。

第27条（注意事項）

- 1 録画データを閲覧する場合、閲覧者は契約者の許可を得なければならないものとします。
- 2 本製品の機種により、録画データの保存及び閲覧するためには、インターネットにアクセスして頂く必要があります。この場合、利用者の責任と費用で必要な機器やソフトウェア、通信手段をご用意頂き、それらを設定して頂く必要があります。
- 3 契約者は利用者に対して、契約者が本約款において負う義務と同等の義務を負わせるものとし、利用者に当該義務違反があった場合、契約者は当社に対して一切の責任を負うものとします。

第28条（ユーザーID／パスワード）

- 1 録画データの閲覧をするため、インターネット接続を必要とする場合は、ユーザーID 及びパスワードが必要となります。
- 2 当社が契約者に対し付与する接続認証(ユーザーID／パスワード) は当社が指定した方法で発行いたします。
- 3 契約者は自己の責任において会社 ID、ユーザーID 及びパスワードを第三者に使用させることができるものとしますが、譲渡、名義変更、売買、質入れ等はしてはならないものとします。
- 4 契約者は、本製品等、ユーザーID 及びパスワードの管理について一切の責任を負うものとします。ユーザーID 及びパスワードを利用して行われた行為の責任は、当該 ID を保有している契約者の責任とみなします。ユーザーID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、パスワードの漏洩、不正使用等により発生した損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5 契約者は、ユーザーID 等の紛失、漏洩、盗難等により、ユーザーID 等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社へ届け出ていただきます。
- 6 ユーザーID 等は、本契約の終了時に失効するものとします。

第29条（録画データ等の管理責任）

- 1 本サービスにより取得する録画データ等は契約者に帰属するものであり、契約者自身の責任において録画データ等の取扱いにつき、管理し、保管するものとします。
- 2 当社は、前項の定める録画データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。
- 3 当社は、原則録画データ等の閲覧等は行わないものとします。但し、本サービスに係る

工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合には、録画データ等の閲覧等を行うものとし、なお、当該行為に係る責任は全て契約者が負うものとして予め承諾するものとし、

- 4 契約者は、録画データ等について、当社が本サービスの提供及び故障時などの運営サポート業務遂行のため、当社又は当社が指定した第三者が閲覧、複製、修正、加工、再開示することを承諾するものとし、

第30条（禁止事項）

- 1 当社は契約者に対し、以下の各号に定める行為を禁止します。また、契約者は利用者に対しこれらの行為を禁止させるものとし、
- ① 本サービスの申込時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出又は申告をする行為
 - ② ユーザーID 及びパスワードを不正に使用する行為
 - ③ 法令に違反する行為、他人の権利を侵害する行為
 - ④ 他人に経済的・精神的損害を与える行為
 - ⑤ 脅迫的な行為
 - ⑥ 他人の名誉を毀損する行為
 - ⑦ 本サービスもしくは本製品に搭載されているソフトウェア等の全部もしくは一部の複製、改変、ライセンスの付与をする行為
 - ⑧ 他人のプライバシーを侵害する行為、いやがらせ、他人を中傷する行為
 - ⑨ 猥褻・猥雑な行為、罵詈雑言に類する行為、嫌悪感を与える行為
 - ⑩ 倫理的観点などから問題のあるサービスを通じて他人に掲載、開示、提供又は送付する行為
 - ⑪ 本サービス又は本サービスに接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為
 - ⑫ 本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、諸規約、規定に従わない行為
 - ⑬ 故意、過失を問わず法令に違背する行為
 - ⑭ 他の利用者の個人情報等を不当に収集し蓄積する行為
 - ⑮ 前各号の他、本サービスの提供及びその運営その他当社の業務に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- 2 契約者は、第1項の規定に違反し、又はその他の理由により本製品等及び電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者又は利用者が第1項に定める禁止行為を行い、当社が第三者より問い合わせ、苦情、請求等を当社が受けた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社

が被った損害などを補償するものとします。

第31条（権利義務の譲渡）

- 1 契約者は、契約物件の転売等を行った場合、契約内容に基づく権利及び義務の全部を転売先に譲渡し、サービス継承義務を遂行するものとします。
- 2 当社は、前項の規定により契約者の権利義務譲渡の承認の請求があったときは、権利義務の譲渡を受けようとする者が料金その他債務の支払を現に怠り、又は怠る恐れがある場合、その他当社の業務遂行上支障がある場合をのぞき、これを承認します。
- 3 契約者の譲渡があったときは、権利義務の譲渡を受けた者は、本契約上の契約者が有する一切の権利及び義務を、契約者から承継します。

第32条（契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の変更があったときは、相続人又は合併後相続する法人、合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と決め、これを届け出るものとします。また、これを変更するときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第33条（契約期間）

- 1 本サービスの契約期間は、契約物件ごとに個別契約に定めるものとし、本サービスの設置工事完了日の翌月1日から起算するものとします。ただし、個別契約において異なる取り決めをした場合はこの限りではありません。
- 2 契約期間が満了する3ヶ月前までに、契約者又は当社のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合、同一の条件にて1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第34条（契約の解除）

- 1 契約者及び当社は、相手方が本契約等に定める事項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、契約を解除することができるものとします。
- 2 契約者及び当社は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約者が3ヶ月以上にわたって支払いを滞納したとき
 - ② 信頼関係を損なう重大な過失又は背信行為があったとき

- ③ 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受け、競売を申し立てられ、又は国税徴収法による滞納処分もしくは公権力による滞納余分の例による処分を受けたとき
- ⑥ 解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- ⑦ その他本約款等の定めを継続することが困難であると客観的に認められたとき

第35条（中途解約）

- 1 契約者は、契約者都合により本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する3ヶ月前までに当社に対して書面により告知を行うことにより解約することができるものとします。
- 2 契約者は、本契約等を中途解約した場合、当社が所有する電気通信設備の撤去工事に必要な諸費用及び個別契約に定める契約期間満了までの月額利用料金の合計額を違約金として一括にて支払うものとします。

第36条（契約終了後又は契約の解除後の措置）

本契約終了後の本製品の取扱いについては、以下の通りとします。

- (1) 本製品を契約者が売買により当社から買受け、所有権を有している場合
 - ① 当社は本製品を契約物件内に残置いたします。契約者は当該残置物の撤去を契約者の負担で撤去できるものとします。
 - ② 契約者は、別途費用を負担することで当該残置物の撤去を当社へ委託することができるものとします。
- (2) 本製品を当社が契約者へ貸与している場合
 - ① 当社は本製品を当社の判断による日程及び、当社の負担で撤去するものとします。
 - ② 前号によらず、契約者は、本製品の撤去を第三者に委託することができるものとします。この場合、契約者は当該委託先の第三者に対し撤去費用を負担するものとします。なお、撤去した本製品の返却場所は当社指定の場所としなければならないものとします。
- (3) 本製品を契約者が、リース会社からリースしている場合
 - ① 契約者は、本製品の取扱いについては、リース会社とのリース契約の定めに従うものとします。
 - ② 当社は本製品を当社の判断による日程及び、当社の負担で撤去するものとします。

- ③ 前号によらず、契約者は、本製品の撤去を第三者に委託することができるものとします。この場合、契約者は当該委託先の第三者に対し撤去費用を負担するものとします。なお、撤去した本製品の返却場所は当社指定の場所としなければならないものとします。

第37条（個人情報）

- 1 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者、利用者、その他第三者の個人情報については、次の各号に掲げる場合を除いて一切使用しないものとします。また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用いるものとします。
 - ① 本サービス内容を提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先又は業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合
 - ② 本サービスその他当社が企画運営するサービスの品質向上を目的に、個人情報を集計及び分析する場合
 - ③ 前号の集計及び分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示又は提供する場合
 - ④ 当社の商品・サービスの情報提供のためにダイレクトメール等によって案内を行う場合
 - ⑤ 本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示又は提供が必要とされる場合
 - ⑥ 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - ⑦ その他、当社が契約者、利用者、その他第三者に対して予め公表又は同意を得た目的に利用する場合
- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公の機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合であり、その内容について当社が適正であると判断した場合においても、第 1 項の義務を負わず、通信の秘密に属する情報及び個人情報の一部を捜査機関に提供することができるものとします。
- 4 その他、本条に定めのない事項については、個人情報保護に関する法令及び電気通信事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密を遵守のうえ、取り扱うものとします。

第38条（秘密保持義務）

- 1 契約者及び当社は、本契約等によって知り得た相手方の営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。
 - ① 公知の情報又は開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - ② 相手方から開示された時点及び契約者で既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から開示された秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - ⑤ 法令、裁判所、行政機関の命令により開示が義務付けられた情報
- 3 第1項の規定は、契約者又は当社が、自己の役員、従業員、本契約等の履行のために必要な業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上秘密保持義務を負う専門家に対して秘密情報を開示する場合には適用しないものとします。
- 4 契約者及び当社は、前項により秘密情報を開示する場合には、当該開示先に対して本条に定める義務と同等の義務を課すものとします。

第39条（不可抗力）

- 1 当社は、天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、その他不可抗力等（以下「不可抗力」といいます）、当社の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が滞る状態が発生した場合、速やかに契約者に通知のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。
- 2 当社は、不可抗力等により、契約者が被った損害、逸失利益については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第40条（非保証・免責）

- 1 本サービスは、カメラの作動を保証するサービスではありません。
- 2 当社は、本サービスの内容について、その安全性・正確性・確実性・有用性・特定目的適合等について、いかなる保証も行わないものとします。
- 3 当社は、本サービスに関連して、契約者及び第三者に生じた損害、逸失利益については、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 4 本サービスにおいて、当社の対応カメラより送信された録画データ等は、サーバー等の障害により消失する可能性があり、当社は当該障害による録画データ等の消失に関して、復元は行わないものとします。また、当社の故意又は重大な過失がない限り録画データ等の消失に起因する損害の補償を免れるものとします。
- 5 当社は、カメラの作動、録画、録画データの保存、閲覧等（以下「カメラ機能」といい

- ます)を契約者に対し一切の保証をせず、カメラ機能の故障、不具合が発生し契約者又は第三者に損害が発生した場合においても、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 6 本サービスでご利用になる対応カメラにて取得する録画データ等には、被写体のプライバシー(マイクで拾われる音声に対するプライバシーを含む)、肖像権など(以下「肖像権等」といいます)にかかる画像等が含まれる場合があります。本製品の設置・投影等につきましては、契約者の責任において、肖像権等を必ず考慮の上、設置・投影等を行うものとします。もし、契約者と第三者との間で、当該権利等に関する争議等が発生した場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとします。
 - 7 当社は、本サービスを提供するにあたり、契約者が第29条(録画データ等の管理責任)に基づき当社が複製、改変、加工等した録画データが第三者の名誉を毀損しないこと、第三者のプライバシーを侵害しないこと、著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないこと、犯罪を構成しないこと、その他法令に違反しないこと等について一切保証するものではありません。また、契約者が、本サービスを利用して、第三者(特定不特定を問わない)に録画データを閲覧させた場合についても、当社は、第三者の名誉を毀損しないこと、第三者のプライバシーを侵害しないこと、著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないこと、犯罪を構成しないこと、その他法令に違反しないこと等について、一切保証するものではありません。
 - 8 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報又はソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しません。

第41条 (反社会的勢力の排除)

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
 - ① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)であること
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑦ 自ら、又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業

務妨害行為その他の違法行為を行うこと

- 2 契約者及び当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の表明保証に反した場合、相手方に対し、何らの催告を要することなく、また何らの損害賠償義務を負うことなく、直ちに本契約の全部又は一部について期限の利益を失わせ、本契約を解除できるものとし、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができるものとします。
- 3 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 4 契約者及び当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

第42条（誠実協議）

契約者及び当社は、本契約等に定める事項について、信義を旨とし誠実に履行するものとします。ただし、本契約等に定めのない事項について疑義が生じた場合、誠意を持って協議し解決するよう努めるものとします。

第43条（管轄裁判所）

前条の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第44条（準拠法）

本契約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

本契約約款は 2012 年 10月1日より効力を発するものとします。

2025 年 4 月 1 日 改訂 効力発生日 2025 年 5 月 1 日

別紙 保守サービスの内容及び料金について

イ 保守サービスの内容

1. 当社が行う保守サービスは以下の通りとします。保守サービスの対象は、当社が設置した電気通信設備、及び本製品（以下「対象機器」といいます）とします。

(1) 遠隔監視・復旧対応

対象機器の死活監視、及び故障や不具合時の復旧サポート対応 ※1

保守受付時間 平日（年末年始を除く） 10：00～20：00

土日・祝祭日（年末年始を除く） 10：00～17：00

(2) 電話受付

契約者及び利用者からの電話等による問い合わせへの対応 ※1

保守受付時間 平日（年末年始を除く） 10：00～20：00

土日・祝祭日（年末年始を除く） 10：00～17：00

(3) 訪問、現地対応 ※2

対象機器に故障や不具合が生じ、上記(1)・(2)による復旧ができない場合、契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し、修理・調整を行います。

(4) 機器交換

対象機器に故障や不具合が生じ、上記(3)による復旧ができない場合、機器交換をいたします。また、対象機器の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社の判断により対象機器の交換・更新をいたします。ただし、機器の製造時期・種類により同一の機器を手配できない場合、当社の判断による代替品との交換になることがあります。

※1. 受付時、時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の受付時間帯に行うものとします。

※2. 事由の如何に関わらず、別途技術員の派遣費用が発生いたします。

ロ 保守サービスの料金

1. 保守サービスの料金はカメラの種別によって異なり、以下の通りとします。

(1) ネットワークカメラ

保守サービス料金は、月額クラウド利用料金に含まれるものとします。ただし、契約者は、以下のいずれかの場合によって生じた対象機器の修理および調整等の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとします。

- ① 契約者および利用者、その他第三者による、対象機器の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合や取り扱い不注意による障害が起こった場合
- ② 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含む）以外の者による修理または調整に起因する場合
- ③ 契約者および利用者、その他第三者が故意に対象機器を破損させた場合
- ④ 当社の承諾なしに、対象機器に他の装置や器具を取付けまたは接続したこと
に起因する場合
- ⑤ 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

(2) IP カメラ・アナログカメラ・SD カードカメラ

保守サービス項目	保守サービス料金の負担の有無	保守サービス金額
遠隔監視・復旧対応	無償となります。	
電話受付	無償となります。	
訪問・現地対応	技術員の派遣費用が有償となります。	都度見積
機器交換	本約款第 25 条（保証）の定めに準ずるものとします。	都度見積

2. 契約者は、有償となる場合の保守サービスの料金を、都度、当社から契約者へ送付する請求書に基づき支払うものとします。

以上